

「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(仮称)」

～ 埼玉県地球温暖化対策実行計画 ～

大綱の概要について

1. 策定の目的及び背景

地球温暖化はその影響が現実のものとなりつつある。2007（平成19）年11月に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書によると、2005年までの100年間に於いて平均地上気温が0.74℃上昇するなど地球が温暖化していることは明らかであり、その原因は人為起源の温室効果ガスであるとほぼ断定している。

本県では、これまでも埼玉県地球温暖化対策地域推進計画（平成16年3月策定）に基づき、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用など、計画的かつ総合的な施策展開を図ってきた。

しかしながら、温室効果ガスの現在の排出量は基準年を上回っており、各分野にわたる対策の強化が求められている。

このため現行計画を見直し、新たに地球温暖化対策推進法に基づく埼玉県地球温暖化対策実行計画を策定し、低炭素社会（※）への航海図（ナビゲーション）を示すこととする。これにより、温暖化対策に関する意識を具体的な行動に結びつけていくための中期的な取組を強化する。

※ 低炭素社会 … 究極的には二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を自然が吸収できる範囲内に止める社会をいう。

2. 計画大綱の概要

第1章 総論

2050年を見据え、中期的に実施すべき計画として策定。

計画期間は、2009（平成21）年度から2020（平成32）年度までの12年間。

第2章 地球温暖化の現状及び課題

本県の2005年温室効果ガス排出量は、4,296万トン-CO₂（1990年比5%増）

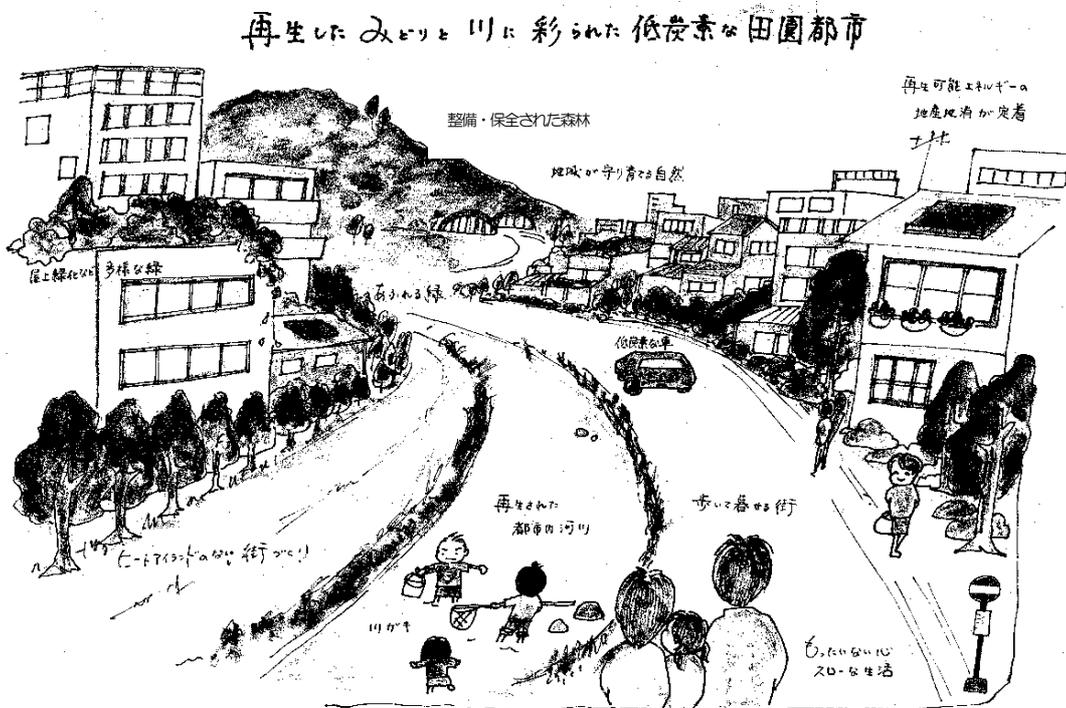
温暖化対策を講じない場合だと、2020年には4,480万トン-CO₂（2005年比4%増）

第3章 目指すべき将来像

埼玉県5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」では、発達した公共交通機関や道路網を持つという都市の魅力と、水と緑に恵まれた田園の魅力を持つ「田園都市」創造の可能性を示している。

このことを踏まえ、およそ2050年を将来とし、都市の魅力と田園の魅力が融合した埼玉県の将来像として、次のような社会を目指す。

再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体



第4章 温室効果ガスの削減目標

2050年に世界全体の温室効果ガス排出量を半減させるためには、我が国は60%から80%の削減を行う必要がある。これを踏まえ、2020年における本県の温室効果ガス排出量を現状（2005年）から25%削減することを目標とする。

（※ 削減目標値については、今後、専門家等の意見を踏まえ、最終的に決定する。）

第5章 今後の地球温暖化対策の進め方

1 3つの推進方策

(1) 地域総ぐるみでの対策の推進

地球温暖化対策に関する新たな条例の制定。

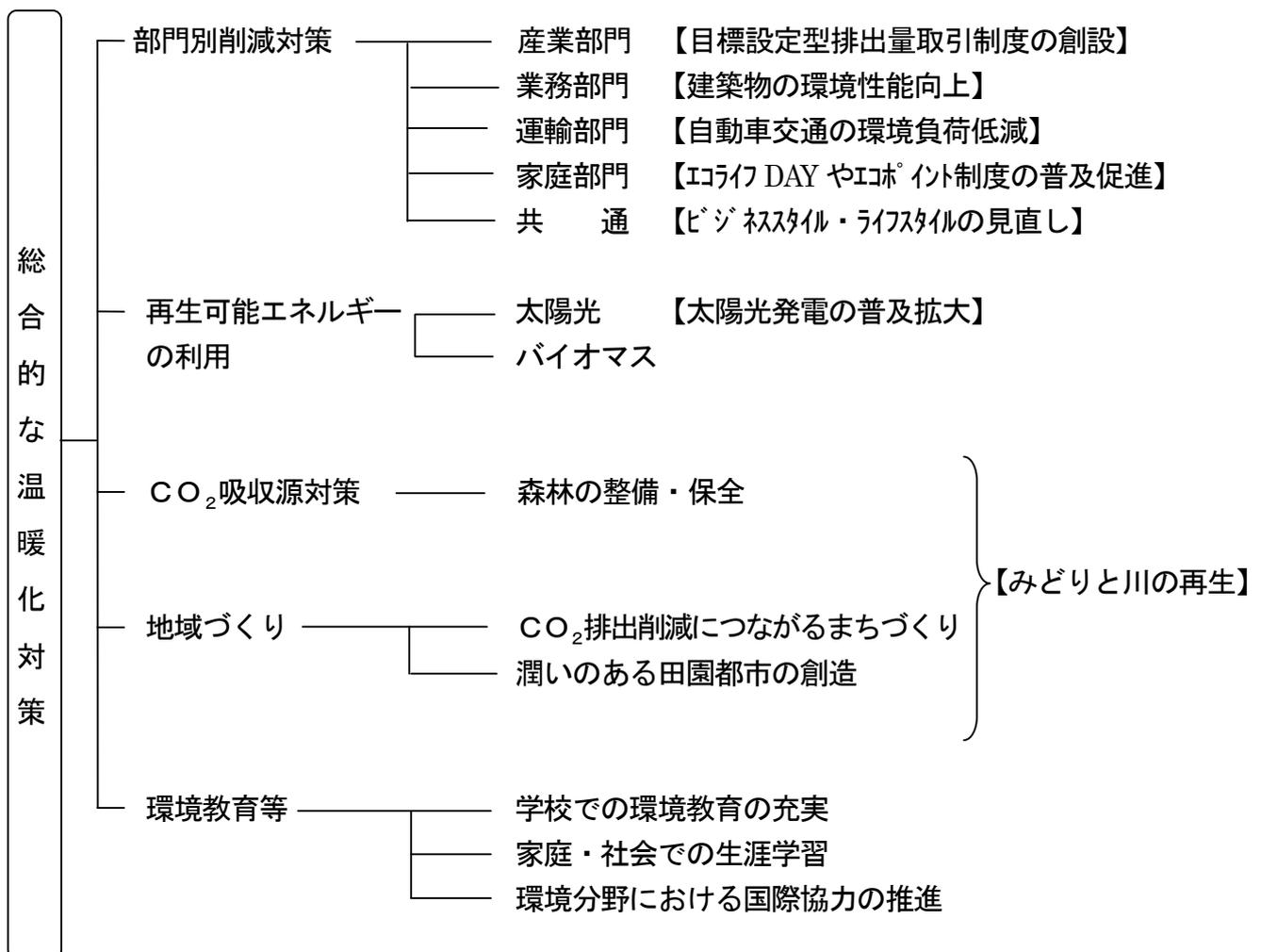
(2) 低炭素社会実現に向けた好循環の創出

県民の環境配慮に関する意識と、企業の技術・商品開発やビジネススタイルが相互に共鳴して、好循環を生み出すようにする。

(3) 広域的な温暖化対策の推進

市町村との連携強化を図るとともに、八都県市首脳会議環境問題対策委員会「地球温暖化対策特別部会」等を活用し広域的な取組を進め、我が国の温暖化対策を先導する。

2 施策の体系と重点施策



第6章 温暖化対策の7つのナビゲーション

※ _____は、条例により制度化する予定の仕組み

ナビゲーションⅠ 低炭素型で活力ある産業社会づくり

○ 温暖化対策は、企業経営にとって避けることができない課題であると同時に、国内外での競争力を高めるチャンスともなる。そこで、県内事業者が積極的に温室効果ガスの削減に取り組むことができる環境づくりを進め、環境経営の推進や低炭素型製品・サービスの創出を促す。これを通じて、低炭素社会を先進的に切り開く活力ある産業社会を構築する。

《県内企業の対策促進・支援の充実》

中小企業等に対し各種支援の充実に努めながら、省エネルギー・二酸化炭素削減対策や低炭素型製品の開発等を促進する。

- ・中小企業に対する省エネルギー相談などの充実
- ・温暖化対策に積極的に取り組む企業への支援など中小企業における省エネルギー対策の促進
- ・事業者の省エネルギー対策を促進するインセンティブの検討
(競争入札参加資格者格付における環境配慮項目の拡大など)
- ・環境関連ビジネスの振興
- ・環境分野での先導的な研究 など

《大規模事業者への対策》

エネルギー多量使用事業所については、二酸化炭素排出量を自ら把握し、削減に努める現行エコアップ宣言(二酸化炭素排出量報告制度)の充実強化を図るとともに、より実効性のある対策として活力ある低炭素社会づくりに資する本県独自の排出量取引制度の導入を目指す。

- ・目標設定型排出量取引制度の創設
- ・エコアップ宣言の対象拡大 など

ナビゲーションⅡ 低炭素型ビジネススタイルへの転換

○ エネルギーを大量に消費してきたこれまでのビジネススタイルからの脱却を目指して、低炭素型の事業活動スタイルを支援する。特に、事業活動や生活の本拠として長期にわたり利用される建物について環境への配慮を促し、低炭素型社会の実現に向けた環境づくりを進める。また、運輸部門については、低燃費車の普及を進めるなど、低炭素型の事業スタイルへの転換を支援する。

《業務・オフィススタイルの見直し》

オフィスや店舗など日常のビジネスの現場において、そこで働く人たちの意識や行動、営業の形態や時間などあらゆる場面で、温暖化対策の視点からの見直しを促進する。

- ・深夜化するビジネススタイル・ライフスタイルの見直し
(深夜における営業時間の短縮やライトダウン等を事業者や地域住民と連携して推進)
- ・グリーンITの普及
- ・グリーン調達による備品の整備
- ・3R (Reduce (発生抑制), Reuse (再使用), Recycle (再生利用)) の推進 など

《建築物・設備の低炭素化》

新築、既存を問わず、建築物や設備の省エネ・環境性能の向上を図るとともに、低炭素型の建築物等が正しく評価され、優良な都市のストックとして蓄積されていくようにする。

- ・新築建物における省エネ・環境性能の向上
- ・既存建物のエコオフィス化に対する支援強化
- ・環境に配慮した建築物に対するインセンティブの付与
- ・県産木材の利用促進・率先活用
- ・ESCO事業の推進 など

《運輸・物流の低炭素化》

技術革新の進展に速やかに対応した低燃費車の普及促進を図るとともに、既に利用されている自動車についても、その使い方の見直し、運転方法の改善や物流の合理化など広範な二酸化炭素削減対策を促進する。

- ・自動車を多数使用 (業務用、通勤用) する事業者における環境負荷低減策の促進
- ・大規模集客施設等における環境配慮の促進
- ・物流拠点の集約化や適地への立地、共同輸配送等の促進
- ・エコドライブの普及促進や低燃費車、次世代自動車の導入促進
- ・信号機など交通安全施設の環境配慮 など

ナビゲーションⅢ 低炭素型ライフスタイルへの転換

- 県民一人一人のライフスタイルに「低炭素」の視点が入り入れられることを促し、家庭、ひいては地域全体の省資源、省エネルギーへと波及するような動きを創り出す。

《ライフスタイルの見直し》

省資源・省エネの生活習慣の普及・定着を県民運動として進めるとともに、省エネ家電や設備、住宅の一層の普及を促進する。

- ・マイバッグ運動やライフスタイルキャンペーンなど県民ムーブメントの喚起
- ・省エネ家電や設備、住宅の普及促進
- ・深夜化するビジネススタイル・ライフスタイルの見直し【再掲】
- ・エコドライブの普及や低燃費車、次世代自動車の導入促進【再掲】
- ・3Rの推進【再掲】 など

《CO₂排出量の「見える化」と削減行動の促進》

日常の消費生活や諸活動において、二酸化炭素排出の少ない行動を選択できるよう、CO₂排出量の「見える化」を促進する。また、意識啓発や経済的インセンティブなど多様な手法により、家庭や地域における二酸化炭素削減への動機付けを高めていく。

- ・エコライフDAY（一日環境家計簿）の拡大やCO₂排出量の「見える化マニュアル」の策定
- ・カーボンオフセットなど二酸化炭素排出相殺手段の普及促進
- ・エコポイントの付与など二酸化炭素削減に向けたインセンティブの検討
- ・地産地消の推進

など

ナビゲーションⅣ 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換

- 県有施設への太陽光発電の率先導入のほか、意識啓発や市場・需要の拡大による導入コストの低減を促しながら、低炭素で地球にやさしい再生可能エネルギーの普及に努める。

《太陽光エネルギーの導入促進》

快晴日数日本一など本県の地域特性を活かして、太陽光発電などの普及拡大を図る。

- ・大規模建物の新築時における太陽光発電の導入要請
- ・家庭用太陽光発電の普及
- ・事業者に対する導入支援
- ・県による太陽光発電の率先導入

など

《多様なエネルギー源の活用》

バイオマスや廃棄物など、身近で多様なエネルギー源の活用とその普及を図る。

- ・農山村バイオマスのエネルギーの利用促進
- ・廃食油のバイオディーゼル燃料化
- ・高効率ごみ発電施設の導入促進

など

ナビゲーションⅤ 低炭素型で潤いのある田園都市づくり

- 本県は、首都近郊に位置し710万人の人口を擁し、鉄道や道路などの交通網に沿って都市が発展している。一方で森林や身近な緑や田園など豊かな自然に恵まれている。また、県土面積のうち河川の占める割合が日本一であるなど「川の国」でもある。このような本県の特長を生かし、都市と田園の両方の魅力を備える持続可能な低炭素社会を実現していく。

《低炭素型まちづくり》

環境にやさしく、快適に暮らせる田園都市を目指して、エネルギー大量消費型のまちづくりからの転換を図る。

- ・低炭素型まちづくりに対する支援

- ・コンパクトシティやモーダルシフトなどによる低炭素都市への着実な進展
- ・交通需要マネジメントの推進
- ・渋滞のない円滑な自動車交通を実現する道路整備、交差点整備事業
- ・深夜化するビジネススタイル、ライフスタイルの見直し【再掲】
- ・新築建物における省エネ・環境性能の向上 【再掲】
- ・既存建物のエコオフィス化に対する支援強化【再掲】
- ・環境に配慮した建築物に対するインセンティブの付与【再掲】
- ・ヒートアイランド対策の推進

など

《みどりと川の再生》

生活にゆとりと潤いを与える身近な緑や水辺の保全を積極的に進め、緑や清流に囲まれた地球にやさしい豊かな田園都市の形成を図る。

- ・「彩の国みどりの基金」を活用した身近な緑の創出
- ・県営公園の整備等による緑の拠点づくり
- ・県内建築物の屋上、壁面緑化の促進
- ・都市周辺の水辺空間や平地林等の公有地化
- ・清流の復活・安らぎと賑わいの空間創出

など

ナビゲーションⅥ 豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO₂吸収源対策）

○ 二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を供給し、水や生態系を育むなど様々な恵みをもたらす森林の整備・保全を、県民の参加を得ながら積極的に進める。

- ・適正な森林整備の推進
- ・県民参加の森林づくりの推進
- ・「彩の国みどりの基金」を活用した森林の保全・活用

など

ナビゲーションⅦ 低炭素社会への環境教育等の推進

○ 子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、多様な主体の参加による環境教育・環境学習を推進する。また、地球温暖化は地球全体に影響を及ぼすことにかんがみ、国際的な協力を推進する。

《児童・生徒への環境教育》

将来の低炭素社会の担い手となる児童・生徒の環境教育の一層の充実を図る。

- ・環境に関する体験学習など環境教育の充実
- ・教員の環境教育指導力向上
- ・県立学校の緑化の推進

など

《環境学習の地域展開》

地球温暖化防止に関する生涯学習を進めるとともに、子どもたちを通して大人の意識や行動も変わっていくような、広がりのある環境学習を市町村などと連携して地域展開する。

- ・地球温暖化対策の普及啓発
- ・学校から保護者へ、地域へと広がる二酸化炭素削減実践活動の普及促進
- ・気軽に楽しく体感できる環境学習の場の提供 など

《国際協力の推進》

環境科学国際センター等による環境分野での技術協力支援などを推進する。

第7章 地球温暖化への適応策等

《温暖化適応策》

地球温暖化の防止を図りつつも、温暖化の影響に対して賢い対応（効果的・効率的な適応）を行う「適応策」が求められる。このため農産物の安定生産に向けた対応策の検討や、ハザードマップなどの周知、熱中症対策などの温暖化適応策に全庁的に取り組む。

《地球温暖化に関する研究》

環境科学国際センターを中心に、本県における地球温暖化に関する影響予測やその対応策について、専門的見地から研究を進める。

《二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制対策》

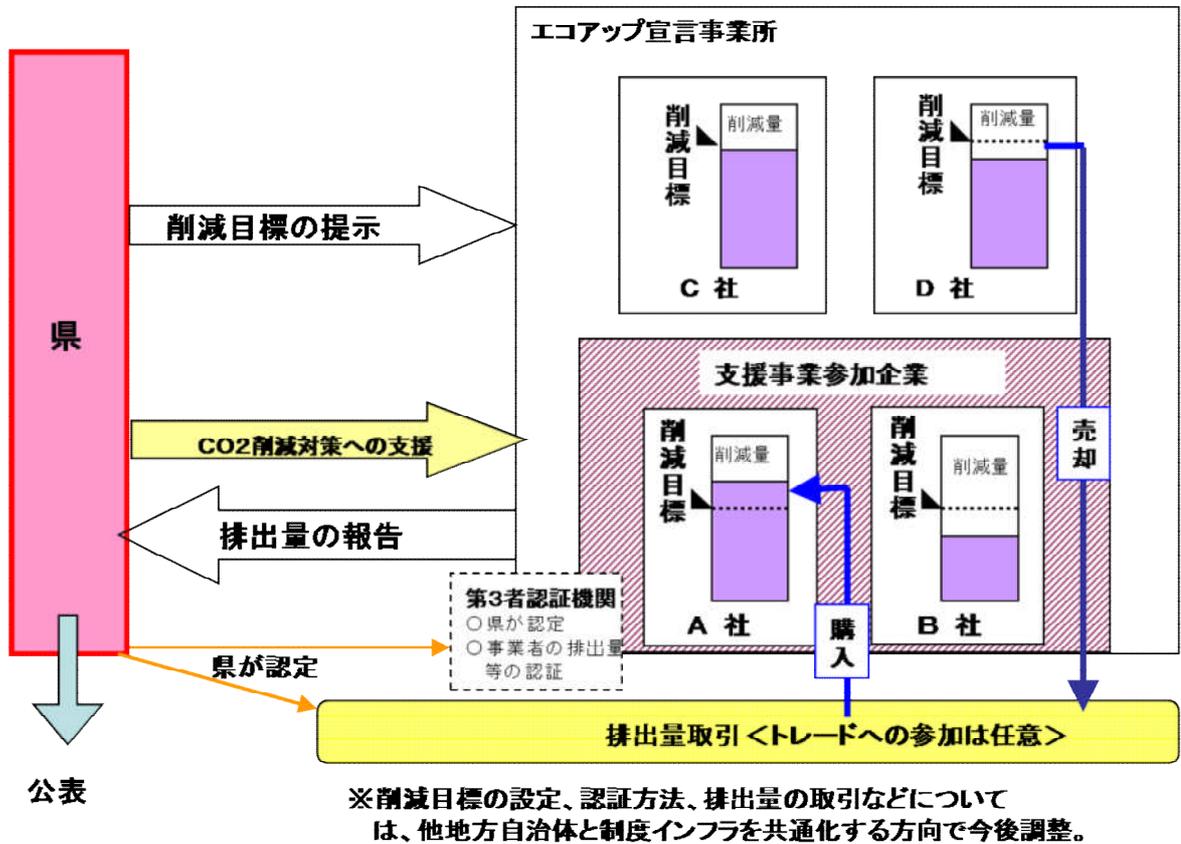
メタンなど5種類の温室効果ガスについて、排出の現状や対策等を示す。

第8章 施策の推進に当たって (略)

【参考1】

大規模事業者の対策促進

◇目標設定型排出量取引制度（案）のイメージ



【参考2】

建築物の環境性能の向上

◇建築物環境配慮計画書制度（案）のイメージ

